

2000.5.8.武川ゼミ

上村泰裕 (D 3)

マーシャル「市民権と社会階級」 (The Marshall Lectures, Cambridge, 1949)

T.H.Marshall and Tom Bottomore, 1992(1950), *Citizenship and Social Class*, London: Pluto Press.

(『シティズンシップと社会的階級』岩崎信彦・中村健吾訳、1993年、法律文化社) [原書頁,訳書頁]

第1章 問題提起—アルフレッド・マーシャルにちなんで[3,3]

アルフレッド・マーシャル(1842-1924)

- ・労働者諸階級の向上には乗り越えられないような限界があると言われるが、ほんとうか。「この問題は、いつかはすべての人が平等になれるか、という問題ではない。そんなことはまず不可能である。むしろ問題は、少なくとも職業の面で、すべての人がジェントルマンになるまで、たとえ遅々とした歩みであっても進歩が着実に続きはしないだろうか、という点にある。」(「労働者諸階級の未来」1873年、ケンブリッジ改革クラブのための報告) [4,7]
- ・ジェントルマン：過重な労働から解放され、善きことを自由に選択できるだけの教育を受け、市民の義務を担いうる人々。熟練工はジェントルマンになりつつある。

著者=T・H・マーシャル(1893-1981)

- ・「ジェントルマン」を「文明市民(civilised)」におきかえることができる。また、アルフレッド・マーシャルが「人間の内部で成長していく生活様式」とみなしたジェントルマンらしさを、すべての人に賦与された法的権利として考えることができる。
- ・「すべての人がそうした〔ジェントルマンの〕生活条件を享受すべきだという要求は、すべての人が社会的遺産を共有することを許されるべきだという要求にほかならず、それはさらに、すべての人が社会の正式な成員として、すなわち市民として受け入れられるべきだという要求を意味している。」「このことは、共同体の正式な成員資格、すなわち市民権という観念と結びついたある種の基本的な人間の平等というものが存在し、それが社会における経済的不平等と矛盾するわけではない、ということを前提としている。言いかえれば、市民権の平等が承認されるならば、社会階級システムの不平等も容認できるかも知れないということである。」 [6,11]

・アルフレッド・マーシャルの問いを再定式化する。 [7,13]

- ①市民権の平等が社会階級の不平等と両立するという仮説は、今日でも正しいのだろうか？ 結論を先取りすれば、今日のわれわれの社会も両者の両立を前提しており、ある面では市民権それ自体が社会的な不平等を合法的につくりだすようになったほどである。
- ②市場の自由を侵害することなく基本的平等を創出し維持することが可能だとする仮説は、今日でも正しいのだろうか？ 正しくない。現代のシステムは社会主義システムであり、アルフレッド・マーシャルが考えていたシステムとは異なる。しかし、市場も明らかに機能しており、2つの原理のあいだの葛藤について検討する必要がある。
- ③義務から権利へと強調点が移行したことで、どのような効果をもたらされたか？ これは、現代における市民権の不可避的かつ不可逆的な特徴なのか？

④社会的平等へと向かう現代の趨勢には乗り越えられないような限界があるのか？ その経済的コストを考察するのではなく、平等への趨勢を駆りたてている諸原理に内在する限界を考察したい。

・しかし、社会的平等へと向かう現代の趨勢は、250年にわたる市民権の進化の過程の最近の局面である。現代の問題を解くために、歴史をさかのぼる必要がある。

第2章 19世紀末までの市民権の発達[8,15]

・市民権の3要素。

①公民権（市民的諸権利、civil rights）：個人の自由のために必要とされる諸権利。人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し契約を結ぶ権利、裁判を受ける権利。対応する制度は、法廷。

②参政権（政治的諸権利、political rights）：政治権力の行使に参加する権利。対応する制度は、議会。

③社会権（社会的諸権利、social rights）：最低限の経済的福祉と保障を求める権利から、社会的遺産を共有し標準的な文明生活を送る権利まで。対応する制度は、教育システムと社会サービス。

・封建社会においては、これら3つの要素は融合していた。しかし、それは封建的な身分に付属したものであり、社会のすべての成員に平等に賦与される権利ではなかった。中世都市の市民権は、平等に賦与されてはいたが、全国的なものではなかった。市民権の進化は、適用範囲における融合（全国化）と機能における分離（3要素ばらばらの発展）という二重の過程である。

・公民権の形成[10,20]。18世紀。名誉革命(1688年)から第1回選挙法改正(1832年)まで。人身保護律(1679年)、信教自由令(1689年)から、カトリック解放(1829年)、団結禁止法廃止(1824年。同法制定は1799年〔*むしろ団結禁止法制定のほうが個人主義的公民権の確立を象徴しているのでは?〕)まで。経済的領域における基本的な公民権は、職業選択の自由である。これは、エリザベス朝の職人条例(1563年)や中世以来の徒弟制に対する法廷の攻撃。コモンローの柔軟な体系が変化を容易にした。17世紀にはすでにすべての男性が自由民になっており〔適用範囲は確立していたということ〕、その自由民の身分に新しい権利が付加されていった。

・参政権の形成[12,24]。19世紀。第1回選挙法改正(1832年)から国民代表法(1918年)まで。公民権とは対照的に、古い権利の適用範囲の拡大。地主貴族による閉ざされた独占から、財産所有を条件とする開かれた独占へ。誰でも経済的に成功しさえすれば選挙権を手に入れられる。男子普通選挙を定めた国民代表法により、参政権は公民権の派生物から市民権そのものへと転換された。

・社会権の前史（19世紀まで）[13,27]。

- ①救貧法。a)エリザベス救貧法(1601年)。古い社会秩序を維持し、変化を最小限にとどめることを目的とした制度。地方共同体や職能組合の成員資格に基づく古い社会権の名残り。b)18世紀末に、古い計画的な社会と新しい競争的経済の間の最後の闘争が生じ、市民権は旧体制の側についていた社会権と新体制の側についていた公民権とに分裂した。スピーナムランドの院外救済制(1795年。最低賃金保証と家族手当)に関するポランニ（『大転換—市場社会の形成と崩壊』）の解釈。実質所得を労働の市場価値にではなく市民の社会的必要に適合させようとした最後の試み。時代精神と全く相容れず、失敗する運命にあった。c)新救貧法(1834年)。社会権の守護者である救貧法は、1834年の改正において市場の賃金決定に干渉することを全くやめてしまった。市民権としての社会権は廃止され、極貧者に対してのみ、市民権（公民権・参政権）の放棄と引きかえに救済を施すことになった。
- ②工場法[15,31]。救貧法と同じく、市民権から社会権が切り捨てられた例。初期工場法は労働条件の改善と労働時間の短縮を規定していたが、成人男性＝市民は対象外。女性と子供は市民ではないがゆえに保護の対象となった。
- ③公教育[16,32]。教育においても社会権は認められなかったが、教育の対象である子供は市民ではないので国家介入が認められやすかったとも言える。しかし、教育は将来の成人市民の権利であり、市民権を構成する社会権である。市民的自由の必要条件としての公教育は、個人主義的公民権とも矛盾しない。その後、19世紀末までに義務教育の開始。政治的民主主義は教育ある選挙人を必要とし、科学的製造業は教育ある労働者を必要とした。公教育は社会権の再生へと向かう最初の一步。

第3章 市民権が社会階級に与えた初期の影響[17,36]

- ・市民権は、共同体の正式な成員に与えられる身分である。市民権をもつ人々はすべて、市民権にともなう権利と義務に関して平等である。市民権にともなう権利と義務の内容を決める普遍的な原理は存在しないが、それぞれの社会は理想的な市民権のイメージを創り出す。このイメージに従って、一層完全な平等、市民権の内容の充実、適用範囲の拡大が推進される。
- ・平等の体系である市民権が、不平等の体系である資本主義的社会階級と相並んで発達したのはなぜか。社会階級の2類型[18,39]。①第一類型。法律と慣習によって明示された身分序列に基づく階級。生活水準の違いが基準ではない。貴族・平民・農奴・奴隷など。市民権はこのような階級制度を破壊する。②第二類型。財産・教育制度や国民経済構造に関連するさまざまな要因の相互作用から生じる階級。生活水準という共通の尺度によって測定できる格差。市民権と両立。
- ・カフーン「相当規模の貧困が存在しなければ富も存在し得ない。というのは、富は労働の所産であり、労働は貧困状態からしか生じないからである。それゆえ貧困は、社会の不可欠の要素であり、それなくしては国家も共同体も文明状態を維持することができな

い」(1806年)[19,41]。彼の言う「貧困」とは、貯蓄がないので生きるために懸命に働かなければならない状態のこと。人道主義者たちは、最低限の生活必需品も欠くような「困窮」は除去すべきだと考えたが、それは市民権の充実(社会権)による除去ではなく、階級システムの部分的改善による除去を意味していた。

- ・当時の市民権の核心は公民権であり、公民権は競争的市場経済にとって不可欠。公民権は、各人に独立の単位として経済競争に参加する力を与え、また、各人は自らを守る手段を与えられているという理由で社会的保護の必要性を否定することを可能にした。「身分から契約へ」(メイン)ではなく、近代的な契約とは、市民権という自由かつ平等な身分をもつ人々との間の契約である。
- ・実際の運用においては、市民権は平等に享受されていたわけではない[21,46]。第一に階級的偏見に由来する問題があり、第二に経済的不平等に由来する問題があった。①階級的偏見。公民権：裁判官の出身階級は変化しなかったが、階級的偏見は衰退した。参政権：秘密投票により不当な干渉が排除された後も、エリートこそが選ばれるべきだという偏見は残った。②経済的不平等。参政権：資産の異なる候補者が平等な条件で戦えるように、選挙費用の制限。議員に対する歳費支給制度(1911年)。公民権：庶民に安価な裁判を提供するための州裁判所の設置(1846年)など。
- ・19世紀から20世紀へ[24,51]。①市民権は、19世紀末に至るまで社会的不平等をほとんど是正しなかったが、平等な市民権の形式的承認だけでは不十分だと認識させることによって、20世紀の社会権の確立につながる道を指し示すことには貢献した。②市民権は、それを勝ち取り享受する人々の間に国民意識を成長させた。③参政権の拡大は資本主義体制に対する脅威になる可能性があったが、19世紀末になっても労働者大衆は政治権力をうまく行使することができなかった〔社会権の導入に至らなかった〕。19世紀後半の政治権力の功績は公民権の集団的行使としての団体交渉の承認であり、それが政治的市民権を補完する産業的市民権の体系を生み出した。④公民権が個人的行使から集団的行使へと向かったのに対して、参政権は集団的行使から個人的行使へと変化した。政党は、職能・地域・利害を代表するのではなく、個人の声を全国的に代表するようになった。

第4章 20世紀における社会権[27,59]

- ・社会権の前進に寄与した要因。①貨幣所得の増大による経済格差の縮小、および階級区分の曖昧化。②直接税の累進性強化による可処分所得の格差縮小。③大量生産による消費面での格差縮小。これらによる不平等縮小の結果、少なくとも基本的な社会福祉に関しては不平等をなくすべきだという要求が強くなった。今日、社会権の前進は、ビルの上層部分はそのままにして1階部分だけを格上げするという方法にとどまらず、摩天楼を平屋に変えてしまいそうな勢いである。平等へと向かう趨勢には内在的限界はないのか？ この問いに答えるために、20世紀の社会サービスを分析しなければならない。

- ・比率価格 (scaled price) [29,61]。法律扶助の例。濫訴を防ぐには、訴訟費用を無料にするわけにはいかない。所得制限と資力調査を課したうえで、負担金を累進制 (比率価格) にする。しかし、制度が適用される人と適用されない人の間で明確な不公平が生じる場合がある。これは所得制限を撤廃することで解決できる。比率価格を普遍的に用いられれば、経済機構を転覆することなしに実質的な所得の平等化を進めることができる。
- ・最低限保証 (guaranteed minimum) [32,68]。最低限のサービス (医療・教育) や貨幣所得 (年金・家族手当) を保証する方法。底辺の階級を格上げするが、上層部には影響を与えないように見える。しかし、最低限保証による平等化効果は以下の4点に左右される。①すべての人に提供されるのか (普遍主義)、特定の階級に限定されるのか (選別主義)。②貨幣給付か、サービス給付か。③最低限の給付が高いか、低いか。④拠出金の額がどのように引き上げられていくか。
- ・所得制限と資力調査に基づく現金給付 (救貧法や1908年の無拠出制老齢年金など) は、明らかに経済的平等化の効果があるが、心理的差別をともなう場合もある。均一給付の社会保険は所得格差を縮小しないが、低所得層のほうに所得に占める給付の割合が大きくなるという点で平等化効果が認められる。
- ・社会サービスの拡大は、所得の平等化を第一の目的としているわけではない[33,71]。重要なのは、文明生活の具体的な内容が豊富化されることであり、危険や不安が全般的に減少することであり、幸運な人と不運な人 (健康な人と病気の人、就業者と失業者、高齢世代と現役世代、独身男性と大家族の父親) が平等化されることである。異なる階級間の平等化というよりは、市民権をもつすべての個人間の平等化である。所得の平等よりも身分の平等のほうが重要である。
- ・選別主義的なサービス給付は、階級緩和的であると同時に階級形成的でもある[34,73]。「小学校卒」というレッテル。NHSのように、保証される水準を最大限に引き上げればこのような問題は生じない。サービス給付は質的な要素が大きく、期待されるサービスの水準は次第に高まっていく。そうなると、サービスを受ける個人の権利は、国家の予算規模や計画に従属することになる。
- ・社会サービスによる階級形成[35,76]。個人の社会権と集団の社会権の矛盾。①住宅政策。新住宅地区 (その内部は平等化志向) と旧住宅地区の間の不平等。新住宅地区における中産階級向け住宅と労働者階級向け住宅という不平等。②教育政策。機会の平等が推し進められる結果、不平等な能力にあわせて不平等な職業構造が割り当てられる。
- ・産業的市民権[40,87]。20世紀初頭には、19世紀後半に認められた団体交渉において社会権の確立が交渉議題とされた。政府は労働争議から超然としていることはできなくなり、労働組合と政府の間で政策に関する共同討議が行なわれるようになった。団体交渉における公正な賃金の要求は、一律の基本的な生活賃金を要求しているのではないし、各等級ごとの市場賃金を要求しているのでもない。労働者を各等級に分類した後に、社会

権に基づく要求が開始される。各等級内における同質化と、各等級間における差異化。一律の身分ではなく階層化された身分。

第5章 結論[44,96]

- ・ 所得格差の縮小、共通文化の拡張、市民権の充実（および教育と職業の結合による階層化）。これらの効果を念頭において、冒頭の4つの問題を考察する。
- ・ ①市民権の平等が社会階級の不平等と両立するという仮説は、今日でも正しいのだろうか？——世襲的でなく深い亀裂をつくらない限りで不平等は正当化されるという市民権的な考え方と、人的資源の配分に役立つ限りで不平等は正当化されるという経済的な考え方がある。市民権によって許容され形成される不平等が、経済的には機能しないということも起こりうる。市民権の豊富化にともなって、経済的不平等を維持することはますます困難になりつつある。しかし、われわれは今のところ、両者が両立するという前提のもとに話を進めている。
- ・ ④社会的平等へと向かう現代の趨勢には乗り越えられないような限界があるのか？ [45,99]——絶対的な平等を目的としているわけではない。平等主義運動の二重性。社会的正義に基づく市民権的平等主義と、経済的必要（と結びついた社会的正義）に基づく経済システムの平等主義。両者が許容する不平等の範囲は異なる。一方に傾斜すると、経済的に機能しない階級区分や、社会的に受け容れられない経済格差が生じうる。
- ・ ③義務から権利へと強調点が移行したことで、どのような効果がもたらされたか？ [45,100]——権利の豊富化にともなう義務の強制化。納税・保険料拠出・教育・兵役などはいずれも強制的な性格のものであって、自由意志や忠誠心がはたらく余地がない。共同体の福祉を増進するためにできるかぎり努力するといった、よき市民としての義務は曖昧で非現実的である。飢えの鞭がなくても国民共同体のために勤勉に働くといった義務は、国民共同体の範囲が広すぎるために忠誠心を獲得しにくい〔オルソン命題！〕。一方、産業的市民権は生産単位ごとに義務感覚を再生することができるかも知れない。
- ・ ②市場の自由を侵害することなく基本的平等を創出し維持することが可能だとする仮説は、今日でも正しいのだろうか？ [47,103]——今日ではアルフレッド・マーシャルが言う意味での社会主義的方法は、すべての政党によって受け容れられている。社会サービスの拡大によって、実質的な所得を平等化し、貨幣所得の多寡を次第に無意味にすることができるし、そうなりつつある。
- ・ 効率原理に基づく貨幣所得の体系と平等原理に基づく実質所得の体系を混合しようとする試みは、経済学者から見れば「単純」〔単細胞！〕かも知れないが、社会学者に言わせれば「巧妙」なものである[48,107]。二つの原理の葛藤は、民主主義的市民権の発展の現段階におけるわれわれの社会秩序の根本から生じており、安定性の源泉でもある。

この妥協は永続するとは限らないが、葛藤の解決を望むにしても葛藤の性格を深く理解する必要がある。

【コメント】

《これは「進化論」なのか?》

- ・マーシャルの市民権発展の描き方は「進化論的」だと指摘されている[Mann1996:126]。しかし、これは「進化論」なのか。たんに市民権の3要素ばらばらの発展が記述されているだけであり、3つの要素の間関係はほとんど説明されていない。例外として、集団的公民権（団体交渉権）の承認が、産業的市民権の発展の基礎になったことが指摘されているばかりである。参政権の成立が労働者階級の政治参加を可能にし、それが社会権の成立をもたらした、とは説明されていない。また、個人主義的な公民権がいち早く成立した社会では集合主義的な社会権の成立が遅れた、というような説明[ハーシュマン 1991=1997:148,165]もなされていない。社会権は、あたかも平等へと向かう「世界精神」がもたらしたかのようである（ギデنزによれば、マーシャルはマルクス主義に反対するために階級闘争的な発展図式を拒否した[Giddens1996:65]）。また、4章冒頭では、次のような「産業化仮説」(?)が提出されている。「①貨幣所得の増大による経済格差の縮小、および階級区分の曖昧化。②直接税の累進性強化による可処分所得の格差縮小。③大量生産による消費面での格差縮小。これらによる不平等縮小の結果、少なくとも基本的な社会福祉に関しては不平等をなくすべきだという要求が強くなった」。
- ・マーシャル+ハーバーマス=武川。「公民権（古典近代成立）→参政権→社会権（構造転換）」という理解。「近代は『公民権』…と呼ばれる自由権的市民権の確立とともに訪れた。これによってアリストテレス以来の主題だった分配の正義の問題は後景に退き、交換の正義が前面に出てくる。それは『ブルジョワの公共性』の確立に対応する。古典的な近代市民社会の成立である…。しかし市民権は、その自らの論理の展開として、普通選挙に代表される政治的市民権の確立を促す。これによって交換の正義とブルジョワの公共性との対が毀れ始める。政治的市民権の確立は社会的市民権…の生成を促す。社会的市民権は未完である。しかし部分的ではあれこれを体化した福祉国家のもとで、公共性は構造転換する。そして分配の正義は再び公共性の議題となる…」[武川 2000:121]。
- ・マーシャルは市民権発展の不可逆性について述べたとされる[Turner1990:202]が、ほんとうか。社会権=福祉国家については、むしろその不安定性や脆弱性を指摘しているのではないか。公民権や参政権は、いったん成立すれば、それを維持するのは容易である。一方、社会権は、要求水準の昂進と国家財政の危機の間で動揺しつづければならない。マーシャルはこのことに気づいている。「サービス給付は質的な要素が大きく、期待されるサービスの水準は次第に高まっていく。そうすると、サービスを受ける個人の権利は、国家の予算規模や計画に従属することになる」。マーシャルは福祉国家の成立を宣言したと同時に、その危機をも予見していたと言えるかも知れない。

《何のためのどのような平等か?》

- ・アルフレッド・マーシャルとT・H・マーシャルの間には「構造転換」の断層がある。前者にとっては、すべての人々が市民としての義務を担いうるようなジェントルマンになることが目的であったが、後者にとっては「共同体の正式な成員資格、すなわち市民権という観念と結びついたある種の基本的な人間の平等」が目的であった。平等な権利それ自体が目的とされ、権利の結果としてすべての人々が市民としての義務を担いうるようになったのかどうかは問われなくなってしまった。ところで、T・H・マーシャルは社会的平等へと向かうさまざまな趨勢について指摘しているが、「所得の平等よりも身分の平等のほうが重要である」とも述べており、この点ではアルフレッド・マーシャルと同じ考えを保っていたと言える。
- ・マーシャルは、平等へと向かう社会権の趨勢について述べながらも、それが資本主義的階級システムと葛藤する結果、完全な平等の実現には至らないことを説明する。社会サービスは国家の予算規模や計画によって制約されるし、公教育に見られるように、機会の平等が結果の不平等につながる場合もある。また、産業的市民権は自ら進んで労働者を等級づける。さらに言えば、共同体の成員は平等であるべきだ、という命題の裏にはそもそも成員と非成員間の不平等が前提されている。しかし、一つの原理の貫徹を望む前に現実に存在する葛藤を見据えるべきだという主張は、社会学者の分析として説得的であるように思われる。

【文献】

- 伊藤周平,1996,『福祉国家と市民権』法政大学出版局
武川正吾,2000,「市民権の構造転換」大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編著『福祉国家への視座』ミネルヴァ書房
ハーシュマン,1991=1997,『反動のレトリック』法政大学出版局
ハーバーマス,1990=1994,『公共性の構造転換(第2版)』未来社
Giddens,Anthony,1996,"T.H.Marshall,the state and democracy", in
Bulmer & Rees(eds.),*Citizenship Today: The Contemporary Relevance of T.H.Marshall*
Mann,Michael,1996,"Ruling class strategies and citizenship", in Bulmer & Rees(eds.)
Turner,Bryan,1990,"Outline of a theory of citizenship", *Sociology*,vol.24